

総社市健康診査等費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第19号

総社市健康診査等費用徴収規則の一部を改正する規則

総社市健康診査等費用徴収規則（平成17年総社市規則第104号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区 分			費用徴収額 (円)	区 分			費用徴収額 (円)
略				略			
歯周病検診	医療機関 (個別方式)	40・45・50・55・60・65・ 70・75～79歳	900	歯周病検診	医療機関 (個別方式)	20・25・30・35・40・45・ 50・55・60・65歳	900
						70歳	400

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。